

建管 第 463 - 5号  
令和 元年 8月 1日

関係各団体の長 様

埼玉県県土整備部長  
(公印省略)

### 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行について

建設工事現場における熱中症対策については、平成30年7月31日付け建管第424-5号を参考送付させていただきました。

このたび、関東地方整備局においては、近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、令和元年6月28日から、工事現場の熱中症対策に係る経費に関して現場管理費率の補正を試行しているところです。

つきましては、埼玉県県土整備部におきましても、関東地方整備局の試行を準用し、熱中症対策に資する現場管理費補正を下記のとおり試行することとしましたので参考に送付します。

### 記

- 1 試行内容等  
別添「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行について」のとおり
- 2 適用年月日  
平成31年4月1日以降に契約を締結した工事または  
平成31年1月1日以降に契約を締結したゼロ債務負担行為設定工事

担当 建設管理課  
技術管理担当  
電話 048(830)5201  
土木積算・建設IT担当  
電話 048(830)5199

# 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行について

令和元年 8 月 1 日

建設管理課

## 1 目的

高温多湿な作業環境下での必要な措置（熱中症対策）に係る費用として、工事期間中の日最高気温の状況に応じて現場管理費の補正を試行するものである。

## 2 試行対象工事

埼玉県県土整備部が発注する建設工事において、以下の（１）～（３）のすべてに該当する場合、試行対象工事とする。

ただし、機械設備工事は対象外とする。

### （１）適用範囲

平成 31 年 4 月 1 日以降に契約を締結した工事または

平成 31 年 1 月 1 日以降に契約を締結したゼロ債務負担行為設定工事

### （２）対象工事

主たる工種が屋外作業である工事。ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

電気通信設備工事においては、主たる工種が屋外作業である工事及び製造を対象とするが、主たる工種が屋内作業の場合であっても空調設備等がなく屋外作業と同等と認められる場合は対象とすることができる。ただし、機器等の工場製作期間並びに、工場製作工を含む工事の当該期間を工期から除くものとする。

### （３）対象地域

県内すべての地域を対象とする。

## 3 真夏日の定義

### （１）真夏日

日最高気温が 30 度（ ）以上の日をさす。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30 度（ ）以上の場合とする。

### （２）工期

工期開始日から工期終了日までの期間とする。

ただし、平成 29 年 12 月 22 日付け建管第 800 - 1 号「工事の開始及び技術者の専任の確認等に係る運用について（通知）」（以下、建管第 800 - 1 号）を適用し、工事開始日の協議を行っている工事は、協議により決定した工事開始日から工期終了日までの期間とする。

なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

### （３）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

#### 4 実施の流れ

「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行」の実施は任意とし、以下の(1)~(5)のとおり行うものとする。

- (1)発注者は、試行対象工事の受注者へ「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行」の目的及び内容を説明する。
- (2)受注者は熱中症対策工事の実施を希望する場合、発注者に対し工事記録により協議するものとする。
- (3)発注者が協議内容に同意することにより、受注者は、熱中症対策工事を実施することができるものとする。
- (4)受注者は、「5 計測・真夏日率算出方法について」に基づき、真夏日(率)と根拠資料(環境省及び気象庁が公表している資料)及び現場の稼働が証明できる資料【様式1】を発注者へ提出する。
- (5)発注者は、(4)により受注者から提出された資料を確認し、「6 積算の方法」に基づき設計変更する。

#### 5 計測・真夏日率算出方法について

##### (1) 真夏日の計測方法

1)以下の ~ のいずれかに該当した場合、真夏日として計上することができる。

環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が日最高25度( )以上の場合  
施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点【別表】の暑さ指数(WBGT)が25度( )以上となる日を真夏日とみなす。

気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30度( )以上の場合  
施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所【別表】の気温が30度( )以上の日を真夏日とする。

夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30度( )以上の場合  
施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30度( )以上、又はWBGTが25度( )以上の場合、真夏日とする。

2)休工日においては、上記 ~ に該当した場合でも真夏日としては計上しないものとする。

3)上記 ~ によりがたい場合は、監督員と協議する。

##### (2) 真夏日の算出方法

上記計測方法により、真夏日を算出するものとする。ただし、休工日は真夏日に含めないものとする。

##### (3) 基準日について

「基準日」は工期開始日とする。ただし、建管第800-1号適用工事の場合は、受発注者協議により決定した工事開始日を「基準日」とする。

##### (4) 報告日について

「報告日」は、受注者が発注者に真夏日(率)と根拠資料を報告する日とする。「基準日」から「報告日」までの期間のうち、真夏日にあたる日数により、真夏日(率)を算出し、報告するものとする。

(5) 真夏日率算出方法

以下の式により真夏日率を算出するものとする。

$$\text{真夏日率} = \frac{\text{基準日から報告日までの真夏日}}{\text{工期}}$$

- 1 真夏日率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。
- 2 工期は「3(2)工期」の定めによる。

6 積算の方法

(1) 補正方法

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times 1.2 \text{ (真夏日補正係数)}$$

(2) 現場管理費

$$\text{対象純工事費} \times \left( \text{現場管理費率} \times \text{補正係数} + \text{補正値} \right)$$

- 3 補正値(%)は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。
- 4 土木工事積算基準書における「地域補正の補正係数」をさす。
- 5 土木工事積算基準書における「施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正」をさす。「緊急工事の場合」と重複する場合においても、最高2%とする。

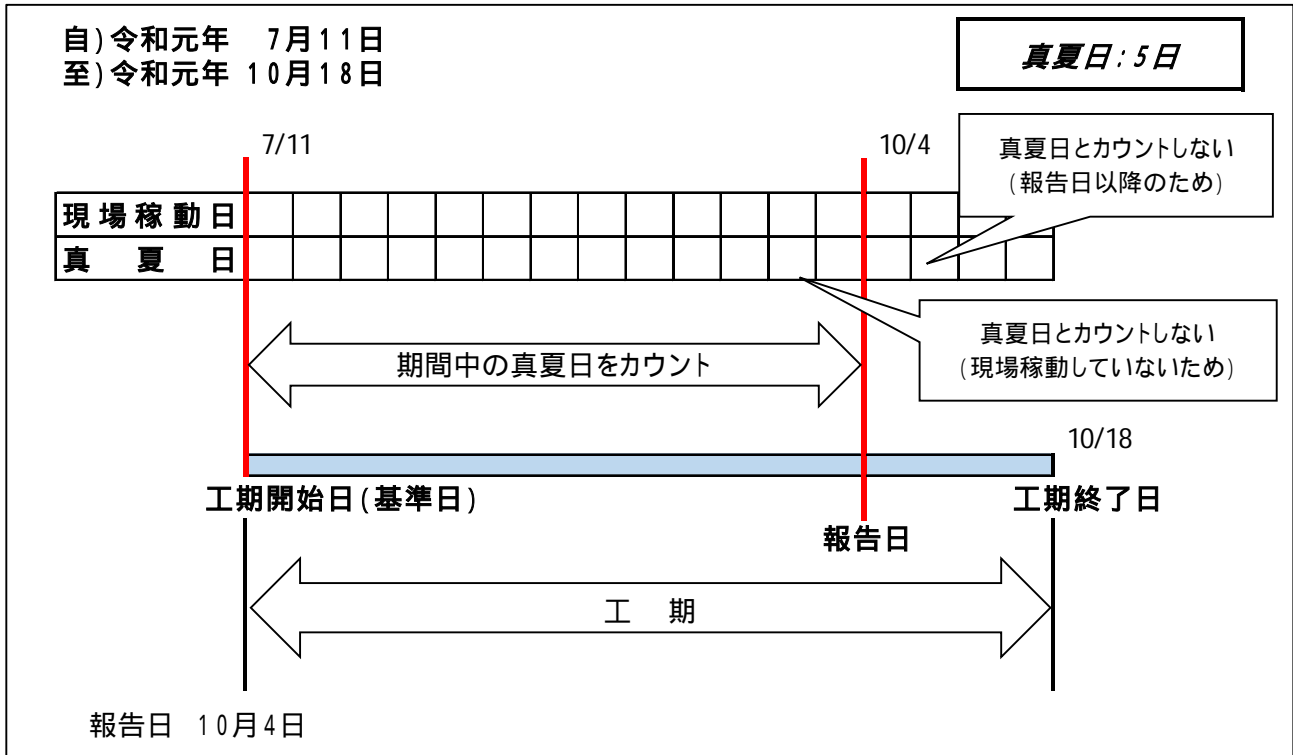
7 実施状況写真の提出

熱中症対策の実施状況がわかる写真を工事写真の安全管理写真として提出すること。

【別表】

| 観測所名・地上気象観測所 | 所在地        |
|--------------|------------|
| 寄居           | 大里郡寄居町大字折原 |
| 熊谷地方気象台      | 熊谷市桜町      |
| 久喜           | 久喜市六万部     |
| 秩父特別地域気象観測所  | 秩父市上町      |
| 鳩山           | 比企郡鳩山町大字赤沼 |
| さいたま         | さいたま市桜区大字宿 |
| 越谷           | 越谷市大字北後谷   |
| 所沢           | 所沢市勝楽寺     |

### 通常工事の場合の例



### 建管第800-1号適用工事の場合の例

